

中国契約法とファイナンスリース～中国契約法各論 (2)～

著者	村上 幸隆
雑誌名	国際商事法務
巻	27
号	6
ページ	671-677
発行年	1999-06-15
権利	(c) 国際商事法研究所：このデータは国際商事法研究所の許諾を得て作成しています。
URL	http://hdl.handle.net/10112/6643

中国契約法とファイナンスリース

～ 中国契約法各論② ～



村上幸隆*

I 中国におけるファイナンスリース契約の歴史

1 ファイナンスリース契約の概要

ファイナンスリース契約は、それ自体比較的新しい種類の契約である。日本においても、民法では典型契約として規定されておらず、またファイナンスリース契約法といった単独立法もない。もっぱら判例の集積に頼っているといつて良い状態である。

ファイナンスリース契約の経済的目的としては、企業が生産機器や設備を導入しようとしたが自己資金がないといったときに、リース会社が当該設備を購入し、それを企業にリースするというような場合に典型的に表れる。

こうした場合に企業としては、資金の融通を受けて設備を購入し、生産活動をするという手段も考えられる。しかし他方、リース契約により設備の融通を受けて生産活動をするという手段をとることも可能なのである。リース契約が、「金融」に対して「物融」ともいわれるのはこのような経済的効用を物語っているものである。

2 中国における出現と歴史

(1) 中国においては、1979年の第11期3中全会以降の改革開放政策の採用以後、「四つの近代化」を進め、先進機器・設備を導入して生産の拡大に努めてきた。その際、ネックとなったのが資金不足であり、合弁企業法、合作企業法、

独資企業法のいわゆる三資企業法の制定による外資導入による資金不足の解消をめざして効果を上げている。

資金不足に対応するもう一つの有力な手段として利用されたのがファイナンスリースであり、ファイナンスリースはこうした中国の実情に合致して発展してきたのである。

中国では、1981年に第1号のファイナンスリース会社が成立して以来、現在までに300以上の専門または兼営のファイナンスリース会社が存在する¹。中国においてはファイナンスリース契約の存在自体が18年程度の歴史しかない新しい契約なのである。

(2) ところで、これに類似する契約類型である賃貸借契約については、とくに不動産の賃貸借について、革命直後から、社会主義体制の下でそれが搾取にあたるのではないか、という疑問がもたれており議論されていた²。

リース契約においても、本来生産手段である設備をリース会社が所有し、それをリースするのであるから、本来社会主義公有制とは相容れないと考えられても不思議ではないものである。しかしながら、リース契約においてこのような議論はされていない。これは、リース契約が改

— も く じ —

- I 中国におけるファイナンスリース契約の歴史
- II 契約法成立までの事例
- III 最高人民法院の規定
- IV 契約法における内容
- V ファイナンスリース契約の特徴

*むらかみ ゆきたか、弁護士、現代アジア法研究会 会員

革開放後に、それによって出現した新しい類型の契約であることによるものと考えられる。

II 契約法成立までの案例

1 案例の紹介

上述のように、中国においてはリース契約自体が18年程度の歴史しかなく、案例自体も非常に少ない。

権威のある案例集として定評がある人民法院案例選にも数件しかないが、その概略を紹介する。

(1) リース会社がリース借主（の清算グループ）

および保証人に対してリース料の支払いを求めた事例（成都市中級人民法院判決・人民法院案例選1994年第2輯（総第8輯）33・117頁～125頁）

① 1988年7月22日、X（リース貸主）とY₁（リース借主）は、ファイナンスリース契約を締結し、Xはリース物件である大型バスを購入した。同年9月と11月、バス工場は、2度にわたり2両のバスをY₁に引き渡し、かつY₁の分支機構の海南省における運輸事業に使用した。1990年4月、Y₁は、Zが当該車両は「ファイナンス（融資）性車両購入」であることを知っている状況下で、一方的にその車両をファイナンス（融資）方式によりZに転リースし、Y₁は状況に基づき両方の車両を回収する権利があると定めた（その後Y₁は、認可登記を取り消され、同年11月20日、清算グループが組織された）。XはY₁、Y₂に対し、未払いのリース料、遅延利息および罰息の支払いを求めて成都市中級人民法院に提訴した。

② Y₁は、「当該契約は「リース」となっているが、実際は出資であり、共同で海南省で会社を設立する手続をなしたのであるが、同社は損失を出し、原告が責任を負わなければならない」と答弁し、Y₂は、「Y₁はXのリース物件をいまだ受け取っておらず、そのため当該契約は未履行である。本件の実質は、Xが60万円の貸金をY₁に貸したものである。Y₂はリース契約の保証をしたのであって、貸金契約の保証を

したものではないから、いかなる責任も負担しない」と答弁した。

③ 成都市中級人民法院の判断

Y₁は、期限に従ったリース料を支払っておらず、Y₂は連帯責任を負う保証により連帯支払い責任を負うとして、Xの請求を認める判決をした。

(2) リース会社がリース借主および保証人に対してリース料の支払いを求めた事例（吉林省高級人民法院1992年12月1日判決、最高人民法院1993年12月4日判決・人民法院案例選1994年第4輯（総第10輯）26・95頁～101頁）

① 1984年9月1日および12月25日、X（リース貸主）とY₁（リース借主）は、リース契約を締結し、Y₂はY₁のリース料債務を保証した。リース料は日本円で支払うと定めた。Xは、日本からガスライター生産設備一式等を購入しY₁にリースした。リース物件はZに備え付けた。Y₂は、リース借主のために保証した。Y₁およびZは検収し、設備の品質は合格した。Y₁がリース料支払わなかったため、Xは吉林省高級人民法院に訴訟を提起し、契約に従ったリース料および利息の支払いを要求した。

② Y₁、Y₂、Zは、「Xは、Zの経営状況は良くなく、全部のリース料および利息を支払う力がない状況の下では、ただちにリース物件を回収し、損失拡大を防止しなければならない。Zは設備を回収するように要求したが、Xはリース物件を回収することをせず、損失を増大させたのであり、民法通則114条の規定に従い、拡大損失について賠償を要求することができない。これに対応する責任を負う」と主張して、Xがその一部の責任を負うべきであると主張した。

③ 吉林省高級人民法院の判断

XとY₁が締結したファイナンスリース契約は有効である。Zは契約の実際のリース借主であり、リース料および契約期間内の遅延利息を弁済しなければならない。Y₁は、契約の締結者としてこれに対し連帯責任を負う。Y₂は保証人として連帯責任を負う。ただし、Xはリー

ス借主が弁済能力がないことを知っていたのに、契約の定めによるリース物件の回収等の有効な措置をとらず、損失を拡大させたので、一定の責任を負う。保証人であるY₂は、契約に従った期日当時の日本円を外貨兌換券に換算した金額で連帯責任を負う。以上から、経済契約法23条1項および15条に基づき、1992年12月1日、以下のとおり判決した。

(a) Zは、未払リース料全額および遅延利息3056万5757日本円を支払え。Y₁は、この債務につき連帯責任を負担する。Y₂は、日本円を兌換した人民元金額について、連帯弁済義務を負担する。

(b) 契約期限後の遅延利息については、Zが70パーセントを負担し、Y₁がこれについて連帯弁済責任を負担する。残りの30パーセントはXが自ら負担する。

(c) Zは、上記未払いの全部の債務を本判決が効力を発生した日から毎年3分の1ずつ弁済し、1995年12月31日に全部の弁済を完了する。

Xは最高人民法院に上訴した。

2審において、Y₂は、XのY₁、Zに対する請求は、1991年9月23日が最初なので、保証人に対しては訴訟時効が成立しているとの新たな主張をした。

④ 最高人民法院の判断

Y₁はリース契約の条項により全部のリース料および遅延利息を支払わなければならない、Y₂はこれについて連帯弁済責任を負担しなければならない。Zはリース物件の使用者にはあるが、リース契約の当事者ではなく、直接弁済責任を負担しなければならないものではない。XがZに対してただちに措置をとっていないため損失が拡大したとの主張は、事実上および法律上の根拠がなく、Y₂に関するXが訴訟時効を超えているという主張は事実の根拠がない。経済契約法29条1項、15条、民事訴訟法153条1項2号の規定に基づき、1993年12月4日、吉林省高級人民法院の1審民事判決を取り消し、Xの請求を全部認めた。

2 事例の評価

(1) リース契約それ自体の有効性についての判断

上記事例の外に、成都市中級人民法院1990年9月20日判決（人民法院案例選1992年第2輯（総第2輯）33・111頁～116頁）という事例が存在する。

これを含めて、上記これまでの事例は、そもそもリース契約という契約そのものが有効であるかどうかを判断している。これは、すでに述べたように中国においてリース契約が出現してそれほど経っていないことから、リース契約自体の有効性について宣言する必要性があったものといえる。

(2) リース契約ではなく他の種類の契約であるとの主張についての判断

1(1)の事例は、リース契約という形式であるが実質は出資であるとか、貸金であるとかいう主張を排斥しているが、その理由については詳しくは述べていない。

こうした「他の種類の契約である」とか、「リース契約を仮装したものである」とかいった主張が出てくる背景には、新たに企業を起こして生産活動をする場合に、資金不足を補うためにリース契約を利用するという経済的背景を抜きにしては考えられない。その際に、実質は金融であるのにリースの形態をとるといった潜脱手段がとられることがあるという中国における現実がその背景にあるものと考えられる。

(3) 1(2)の事例は、リース貸主がリース物件を回収しなかったため損害が拡大したという被告らの主張を排斥している。これは、リース物件の回収はリース貸主の権利であって義務ではないということである。

(4) 総じて法院は、リース契約の歴史が浅いことおよび成文法がないということから、まずリース契約が有効かどうかという基本的な点についての判断をしている。そして、こうした基本的な事例を「人民法院案例選」に掲載し、その評釈により類似事件への教育的・指導的役割

をになっていることが窺われる。

Ⅲ 最高人民法院の規定

中国法において、最高人民法院の規定・通知・批復等がきわめて重要な意味をもつことはいままでもないことである。

しかも、ファイナンスリース契約においては、いままで成文法での規制がなかったため、最高人民法院の規定等がより重要なものであった。

ファイナンスリース契約に関する最高人民法院の具体的な通知としては、《ファイナンスリース契約紛争案件の審理に関する若干問題の規定》(1996年5月27日)が挙げられる(以下、「若干問題規定」という)。同規定は、民事実体法に属する部分と訴訟法に属する部分の両者が含まれている。

この若干問題規定は、量的にも契約法の条文より多く、契約法においてファイナンスリース契約が規定された後においても、その解釈指針として非常に重要な役割を果たすものである。

ここで、その重要性に鑑み、契約法の解説の前に若干問題規定の概略を紹介する。

1 訴訟当事者(若干問題規定一および二)

(1)リース貸主とリース借主である。物件供給者(売主)が訴訟当事者になるかどうかは、法院が案件の具体的状況により決定するが、物件供給契約(売買契約)に仲裁条項がある場合は、物件供給者を当事者として加えてはならない。

仲裁条項がある場合は仲裁によらなければならないということであるが、3者間で解決をする必要がある場合には、結論が矛盾するおそれがある。それであれば、リース契約にも仲裁条項を入れておくということが考えられる。

(2)リース借主とリース物件の実際の使用者が一致しないときは、法院は、実際の状況に基づき実際の使用者を案件の当事者として加えることができる。

リース物件の占有者に対して返還請求するような場合を想定している。

2 管轄(若干問題規定三)

当事者は管轄合意をすることができる。管轄合意がない場合は、被告住所地または契約履行

地による。契約履行地とはリース物件の使用地である。

3 涉外契約(若干問題規定四)

当事者は適用法を選択することができる。選択がない場合は、リース借主の所在地の法律を適用する。

4 契約無効事由(若干問題規定五および六)

(1) 認可が必要な契約で未認可の契約。

(2) リース貸主の経営範囲にファイナンスリース契約が含まれない場合。

(3) リース借主と物件供給者が悪意で通謀し、リース貸主の資金を騙取した場合。

(4) ファイナンスリース契約の形式をもって、国家の関係法律、法規を免れる場合。

(5) 関係法律、法規の規定に基づき、無効であると認定しなければならない場合。

5 無効契約の処理(若干問題規定七)

(1) リース借主の過失により契約無効がもたらされ、リース貸主がリース物件を返還することを要求しない場合、リース物件を返還することをしなくてもよいが、リース借主はそれによりリース貸主にもたらした損失を賠償しなければならない。

(2) リース貸主の過失により契約無効がもたらされ、リース借主がリース物件の返還を要求した場合、リース物件を返還することができ、もし損失があれば、リース貸主は相応の損失を賠償しなければならない。

(3) リース貸主およびリース借主の共同過失による契約無効の場合、リース物件を返還することができ、かつ過失の大小に基づき各自が相応の損失および賠償責任を負担する。

(4) リース物件が継続使用中で、かつ効益を發揮している場合、リース物件の返還の可否については、協議により解決することができ、協議が成立しない場合は、法院は実際の状況に基づき判決をしなければならない。

6 リース物件の瑕疵、債務不履行等の問題(若干問題規定十二～十五)

(1) 物件供給者によるリース物件の引渡し遅滞、品質、数量等の問題その他物件供給契約

の定めに違反したときの貨物供給者に対する賠償請求権は、物件供給契約またはリース契約において賠償請求権の譲渡が定められていない場合はリース貸主が、賠償請求権の譲渡が定められている場合はリース借主が有する。

(2) 次の場合、リース物件の品質、数量等の問題で物件供給者に対して賠償請求が達せられずまたは不足するとき、リース貸主は賠償責任を負担しなければならない。

① リース貸主がリース契約の定めに基づき、自己の技能および判断を完全に利用しリース借主のために物件供給者およびリース物件を選択した場合。

② リース貸主がリース借主のために物件供給者またはリース物件を指定した場合。

③ リース貸主がリース借主がすでに選定した物件供給者またはリース物件を無断で変更した場合。

(3) リース貸主の過失がない状況の下で、物件供給者への賠償請求の費用および結果は、すべてリース借主が負担および享有する。リース貸主の過失により賠償請求の期限が過ぎまたは達せられない場合は、リース貸主は相応の責任を負担しなければならない。

(4) リース物件の品質、数量等の問題で物件供給者に賠償請求し、リース貸主に過失がない場合、リース貸主のリース借主に対するリース料を収受する権利には影響を及ぼさない。

7 第三者への無断転リース等(若干問題規定十)

(1) リース借主がリース貸主の同意なく、リース物件に抵当、譲渡、転リースまたは株式投資する行為は無効であり、リース貸主はリース物件を回収し、かつリース借主に損失の賠償を要求する権利を有する。

(2) リース借主の無効行為により第三者に損失をもたらした場合は、第三者はリース借主に対し賠償を要求する権利を有する。

8 破産の場合の処理(同規定十七～二十)

(1) リース借主が破産したとき、リース貸主はリース物件を回収することができる。

(2) リース貸主は、破産事件の法院に対して

リース物件の競売申請し、競売によって得られた金員をもってリース借主のリース貸主に対する未払金の弁済を受けることができる。リース物件の価値がリース貸主の債権を超える場合、その超えた部分はリース借主に返還する。リース物件の価値がリース貸主の債権に満たない場合、その未払いの債権は一般債権として破産債権手続に参加する。

(3) リース借主が破産したとき、リース貸主は破産債権者として債権届出をし、破産手続に参加でき、保証人に対して履行請求もできる。

(4) リース貸主がリース借主の破産手続で全部弁済を受けられない場合は、不足部分につき保証人に弁済を求めることができる。

(5) リース貸主がリース借主の破産手続に不参加を決定した場合は、ただちにリース借主の保証人に通知しなければならないが、保証人は保証債務の数额を債権届出して破産分配に参加することができる。

9 その他

(1) 訴訟時効は民法通則135条による(若干問題規定二十一)。2年である。

(2) リース物件が国外で購入された場合、リース料を外貨で支払うとの定めは有効である(若干問題規定九)。

IV 契約法における内容

契約法においては、237条～250条(第13章)の14カ条がファイナンスリース契約の規定になっている。

1 リース契約の成立および基本的条項

ファイナンスリース契約とは、リース貸主が、リース借主と売主との間で、選択するリース物件を売主から購入し、リース借主の使用に供し、リース借主がリース料を支払う契約であると定義されている(237条)。

契約の内容事項として、リース物件の名称、数量、規格、技術性能、検査方法、リース期間、リース料、リース料金の構成およびその支払い方法および方式、通貨の種類、リース期間満了までのリース物件の帰属等の条項が挙げられて

いる(238条)³。

ファイナンスリース契約は、書面形式を採用しなければならない(238条)。契約法は、従来の経済契約法(3条)、技術契約法(9条)、涉外経済契約法(7条)に定められていた書面契約の原則を廃止したが(10条)、個別に書面契約を要求している場合がある。ファイナンスリース契約もその一つとなっている。

2 リース物件の扱いおよび所有権の帰属等

(1) リース貸主は、リース借主と売主との間で、選択するリース物件の売買契約を締結し、売主は約定に基づきリース借主に対し目的物を交付し、リース借主は目的物の受領に関連する買主の権利および義務を有する(239条)。リース貸主は、リース借主の選択に基づき、売主からリース物件を購入してリース借主に引き渡す。リース借主の同意なしに契約を変更することはできない(241条)。

(2) リース物件の所有権はリース貸主に属する。リース借主が破産した場合、リース物件は破産財産に属さない(242条)。

リース期間満了後においてリース物件がリース借主の所有に帰することを契約で定めることができる(249条)。リース物件の帰属について定めがないかまたは定めが不明確な場合は、61条によっても確定不能の場合、リース物件は、リース貸主の所有に帰する(250条)。

3 リース料の決定方法

リース料は、当事者が別に定めた場合を除き、買ったリース物件の大部分または全部の原価およびリース貸主の合理的な利潤に基づき確定しなければならない(243条)。

しかし、リース契約の内容事項としてリース料が挙げられており(238条)、現実に当事者がリース料を定めていないというようなケースはまず考えられない。この条文の意味としては、例外的にリース料を定めていない契約で訴訟になった場合の判断基準として機能するという点と、高額すぎるリース料を制限して適正なリース料に引き下げの場合の判断基準として機能す

るという点が考えられる。

4 リース貸主とリース借主の義務および債務不履行の場合

(1) リース貸主は、リース借主がリース物件を占有、使用ができるようにしなければならない(245条)。

リース借主は、リース料を支払わなければならない(248条)、リース物件を適切に保管し、維持修繕義務を履行しなければならない(247条)。

(2) リース物件が契約の定めと合致せずまたは使用目的に合致しない場合であっても、リース貸主は責任を負わない。ただし、リース借主がリース貸主の技術に依拠してリース物件を確定し、またはリース貸主がリース物件の選択に関与した場合を除く(244条、若干問題規定十三)。

リース貸主、売主、リース借主は、売主の売買契約上の債務不履行の場合、リース借主が賠償請求権を行使することを定めることができる。リース借主が賠償請求権を行使した場合は、リース貸主は協力しなければならない(240条)。リース借主の賠償請求権を定めていない場合には、リース貸主が賠償請求権を有することになる(前記最高人民法院規定十二)。

リース貸主は、リース借主が、催告を経た後合理的な期限内になおリース料を支払わない場合、リース貸主はリース料全額の支払いを請求することができ、また契約を解除し、リース物件を回収することもできる(248条)。

5 その他

リース借主がリース料の大部分をすでに支払っているが、残余のリース料を支払う資力がないとき、リース貸主は契約を解除してリース物件を回収することができ、回収したリース物件の価格がリース借主がリース料およびその他の費用を超える場合は、リース借主はその部分の返還を請求することができる(249条)。

リース借主がリース物件を占有している期間に、リース物件が第三者の身体に傷害を負わせまたは財産に損害をもたらした場合、リース貸

主は責任を負わない(246条)。

V ファイナンスリース契約の特徴

1 一般の賃貸借契約との違い

契約法に定めるファイナンスリース契約と一般の賃貸借契約との違いは、次のような諸点にある。

(1) リース物件のリース料は、当事者が別に定めた場合を除き、買ったリース物件の大部分または全部の原価およびリース貸主の合理的な利潤に基づき確定しなければならないとされているが(243条)、賃貸借にはそのような規定はない。

もっとも、3で述べたように、リース契約において当事者がリース料を定めていないというようなケースはまず考えられない。

(2) リース物件は、リース借主が売主に対し、選択購入したリース物件であるため、リース借主がリース貸主の技術に依拠してリース物件を確定し、またはリース貸主がリース物件の選択に関与した場合を除き、リース物件が契約の定め合致せずまたは使用目的に合致しない場合であっても、リース貸主は責任を負わない(244条)。

賃貸借においてはこのような規定はない。

(3) 一般の賃貸借契約では、維持修繕義務は賃貸人の義務であるが(221条)、リース借主は賃貸物の占有期間における維持修繕義務を履行しなければならない(247条)。

2 一般の売買契約とリース物件購入の売買契約の違い

ファイナンスリースのリース貸主は資金を集め、売主と売買契約を成立させるが、一般の売買契約と次のように異なる。

(1) 売主とリース物件は、リース借主が選択する。リース貸主は、リース借主と売主との間で、選択するリース物件の売買契約を締結し、リース借主がまだ同意していないときは、リース貸主はリース借主との関係契約を変更することはできない。

一般の売買契約では、買主が売主および購入物を選択する。

(2) 売主は、契約の定めに従いリース借主に目的物を交付しなければならず、リース借主は目的物の受領に関連する買主の権利および義務を有するものとする。

一般の売買契約では、受領した目的物の権利は買主に属する。

(3) 売主は、契約の定めに従い、リース借主に目的物を交付しなければならず、リース貸主、売主、リース借主は、売主が売買契約上の義務を不履行した場合、リース借主により賠償請求権を行使することを定めることができる。リース借主が賠償請求権を行使した場合は、リース貸主は協力しなければならない。

一般の売買契約では、売主に対する契約上の義務の賠償請求権は買主に属する。

[注]

1 顧昂然「中華人民共和国合同法講話」(法律出版社)74頁。

2 粟津光世「中国「契約法」と建物賃貸借～中国契約法各論①～」本誌27巻5号(1999年5月)546頁。

3 リース契約だけではなく、中国法における契約一般についていえることであるが、こうした条項のうち、リース契約の成立として最低限どの条項が必要なかが不明である。日本法的に言えば、リース契約における要件事実はどれなのか、ということである。

中国法においてこの点が日本法以上に問題となるのは、中国法における書面契約性との関係である。書面で最低限どの条項を記載しておけばリース契約としての要件を満たすことになるのかという点である。

書面契約を要求しないのであれば、リース契約の要件事実の一部が欠けていても、口頭での意思表示の合致をもってリース契約が成立したということが可能である。しかし、書面契約を要求しているのであれば、理論的にはリース契約の要件事実をすべて書面で記載しなければならず、口頭での補充はできないことになる。

しかし、この点を厳格に解すると、実際の契約のほとんどが無効となりかねない。結果の妥当性の面で問題が生じるように思われる。いずれにしても、疑問が残るところであり、今回の契約法の制定によっても解決されていない問題である。